

「第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画（案）」 について

犯罪を未然に防止し、犯罪の被害に遭わずに市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためには、市、市民、事業者、土地所有者、警察その他関係機関及び関係団体がより連携を深め、防犯活動を継続して行うことが重要です。

本市では、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例（平成18年1月施行）」に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

この基本計画の第2期計画期間が令和7年度で終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、社会情勢や犯罪の態様の変化等に伴う現状の課題に対応するため、令和8年度から令和17年度まで（10年間）の第3期基本計画を策定します。

このたび作成した第3期基本計画（案）についての市民の皆さまからのご意見を参考にしながら、基本計画を策定して参りますので多くのご意見をお寄せください。

1 | 提出期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月24日（金）17時まで（必着）

2 | 提出方法

- （1）様式は問いません。
- （2）住所及び氏名を明記の上、郵送、持参、FAX、電子メール又は本市公式ウェブサイト（とっとり電子申請サービス）のいずれかでご提出ください。

3 | 資料の設置場所

- （1）市役所本庁舎 総合案内（1階）、協働推進課（2階27番窓口）
- （2）市役所駅南庁舎 総合案内（1階）
- （3）各総合支所 地域振興課
- （4）各地区公民館

4 | 提出先・問い合わせ先

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地 鳥取市役所 市民生活部協働推進課

〔電 話〕 0857-30-8177

〔ファクシミリ〕 0857-20-3919

〔電子メール〕 kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

「第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(案)」について

1 | 第3期基本計画の策定について

本市では、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、この基本計画に基づき、市民の防犯意識向上や安全確保等に取り組んできました。

このたび、第2期計画期間（平成28年度～令和7年度）が終了することに伴い、これまでの取組状況を踏まえ、社会情勢や犯罪の態様の変化等に伴う現状の課題に対応するため、令和8年度から令和17年度まで（10年間）の第3期基本計画を策定します。

2 | 市民を取り巻く現状

（1）犯罪の現状等

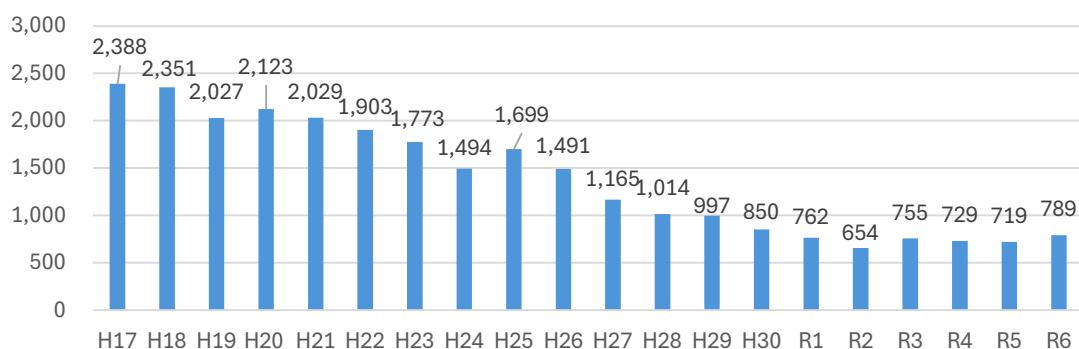
本市における刑法犯認知件数は、平成17年以降減少傾向で推移し、令和2年には654件となりましたが、令和3年から増加に転じ、令和6年は789件と近年増加傾向にあります。

犯罪種別は、空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き、性犯罪等と多岐に及んでいるほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等については、手口の巧妙化、多様化が進み、年齢層を問わず被害が発生しています。

また、犯罪をした人の約半数が再び罪を犯している現状にあります。

○ 鳥取市の刑法犯認知件数の推移

（単位：件）



○ 鳥取市の刑法犯認知状況（犯罪種別）

（単位：件）

区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	刑法犯認知件数
令和2年	5	63	459	54	5	68	654
令和3年	5	76	538	38	13	85	755
令和4年	8	103	488	34	14	82	729
令和5年	4	80	515	42	13	65	719
令和6年	6	62	562	61	24	74	789

（罪種区分）

凶悪犯・・・（殺人、強盗、放火等）

粗暴犯・・・（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）

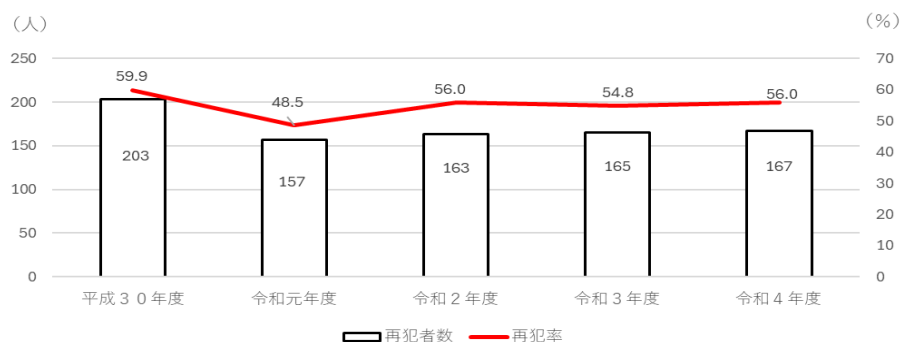
窃盗犯・・・（空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き等）

知能犯・・・（詐欺、横領、偽造等）

風俗犯・・・（賭博、不同意わいせつ等）

その他・・・（器物損壊、住居侵入等上記以外の犯罪）

○ 鳥取市を管轄する鳥取、智頭、浜村警察署管内の再犯者の状況



(2) 生活環境の変化

社会の少子高齢化及び国際化や高度情報化は着実に進展しており、これらの社会情勢の変化がもたらす市民生活や地域社会の変化、個人の生活様式や価値観の多様化、地域の結びつきの希薄化は、市民が犯罪に巻き込まれやすい状況を生み出すとともに、将来を担う子どもたちに生活の知恵や規範意識を教える機会を少なくする一因となっています。

また、インターネット環境の充実やスマートフォンの普及による交流サイト（SNS）を使った情報ネットワークの拡大並びに交通網の整備に伴う生活圏の拡大は、利便性を向上させる一方で、犯罪の新たな要因となっています。

3 | 主な改訂部分

(1) 第3章「基本計画の基本的な考え方」関係

ア 犯罪の起こりにくい都市環境の整備に努めます。(資料 P4、P6)

安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪や不良行為者のい集（たむろすること）などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備が必要です。

現行の基本計画においても、市有施設については、防犯上の視点を持った施設整備と維持管理両面の対策が必要であるとの認識を持って施策を推進していますが、第3期基本計画では見通しの確保や防犯灯の設置等、犯罪や不良行為者のい集などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備について、より具体的な表現としました。

また、近年、普及が進んでいる防犯カメラに関する基本的な考え方を示すこととしました。

イ 基本的な方針に「再犯防止対策の推進」を加えます。(資料 P4、P14)

現行の基本計画では、「1 自らを守る意識の高揚」、「2 連携体制・情報共有の推進」、「3 協働による地域における防犯活動の推進」、「4 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備」を基本的な方針として、市、市民、事業者、土地所有者及び関係機関・団体が協働して安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

これらは、いずれも犯罪を未然に防ぎ、安全で安心な地域社会を構築していく上で重要な事項であり、この基本的な方針を継承しつつ、より安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、**新たに「５ 再犯防止対策の推進」を加えることとしました。**

犯罪をした人の中には、刑事司法手続きによる矯正施設を出所した後、必要な福祉的支援が受けられなかったり、住居や就労先の確保が出来ないために、社会生活に馴染めず、生活に困窮したり精神的に追い詰められたりして孤立した結果、再犯に至ってしまうという悪循環に陥る人もいます。

これらの状況に鑑み、社会復帰を目指す人達に対して、必要な援助を行うことにより、犯罪をした人等が地域社会から孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで再犯の防止につなげ、市民の皆さんが、より安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図っていくこととしました。

本基本計画においては、「鳥取市再犯防止推進計画」との整合を図りながら、施策を推進していくこととしています。

（２）第４章「安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進」関係

ア 本市が推進する施策について、現状に合わせた改訂を行います。

（資料 P5、P8、P14）

第３章「基本計画の基本的考え方」の改訂に併せ、第４章で本市が推進する各種施策の記載について、現状に合わせた表現等への見直しを行います。

近年、犯罪被害が拡大している特殊詐欺やＳＮＳ型投資詐欺・ロマンス詐欺、闇バイトに絡む強盗事件など、**インターネットやＳＮＳ等を使った犯罪に巻き込まれないための広報啓発等を追加**しました。

また、第３章に「再犯防止対策の推進」を追加することに伴い、**一般的な防犯関係の施策を「第４章１」、福祉的アプローチによって間接的に犯罪抑止を図っていこうとする再犯防止対策を「第４章２」として、体系的に分離・整理**します。